

## 愛荘町まちじゅう読書の計画(愛荘町図書館基本計画(第2次))

- ・愛荘町立図書館サービス計画
- ・愛荘町子ども読書活動推進計画(第2次)



2019年4月1日

愛荘町教育委員会

## もくじ

第1章 「愛荘町まちじゅう読書の計画」(愛荘町図書館基本計画(第2次))策定にあたって	1
1. 現状と課題	
2. 基本的な考え方	
3. 計画の期間	
4. 計画の進行管理・更新	
第2章 愛荘町立図書館サービス基本計画	8
1. 基本理念	
2. 具体的な取り組み	
3. 図書館運営方針および施設整備	
第3章 愛荘町子ども読書活動推進計画	13
1. 計画策定にあたって	
2. 現状と課題	
3. 計画推進のための取り組み	
4. 実施体系	
第4章 資料	25
1. 愛荘町まちじゅう読書の計画(愛荘町図書館基本計画(第2次))策定経過	
2. 愛荘町子ども読書活動推進計画策定委員	
3. 愛荘町子ども読書活動推進計画検討チーム委員	
4. 滋賀県子ども読書活動推進計画	
5. 愛荘町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	

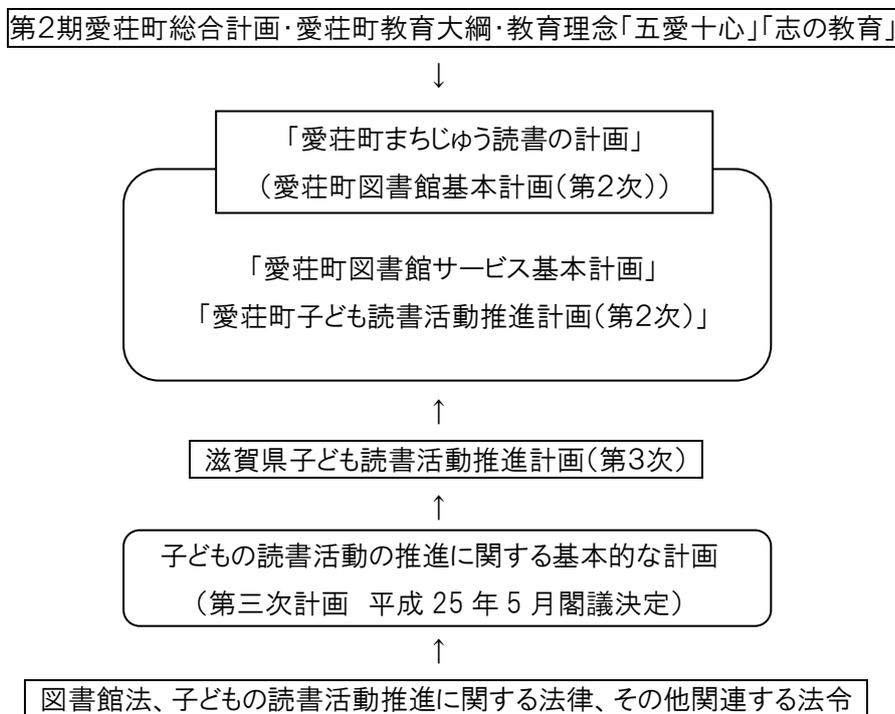
## 第1章 「愛荘町まちじゅう読書の計画」(愛荘町図書館基本計画(第2次))策定にあたって

愛荘町は平成 18 年(2006 年)2 月 13 日に旧秦荘町と旧愛知川町が合併し誕生しました。旧秦荘町には秦荘町立図書館が、旧愛知川町には愛知川町立図書館が設置されており、合併を機に愛荘町立秦荘図書館、愛知川図書館として発足しました。また、合併後の愛荘町の図書館の基本的方針として、「愛荘町立図書館基本計画」が平成 19 年(2007 年)10 月に策定されました。

その後、約 10 年が経過し様々な社会情勢が変化する中、平成 21 年(2009 年)3 月 5 日に議決された「愛荘町まちじゅう読書の宣言」の具体化をめざし、このたび「愛荘町まちじゅう読書の計画」(愛荘町図書館基本計画(第2次))を策定することとなりました。この計画は、これからの愛荘町立図書館の基本的方針を定めた「愛荘町図書館サービス基本計画」と、平成 26 年(2014 年)3 月に策定された「愛荘町子ども読書活動推進計画(第1次)」を更新した「愛荘町子ども読書活動推進計画(第2次)」の二つの計画を総称したものです。

また、「愛荘町まちじゅう読書の計画」は、愛荘町教育大綱、教育理念「五愛十心」「志の教育」、第2期愛荘町総合計画に基づくとともに、「図書館法」、「子どもの読書活動推進に関する法律」および関連する法令、国が閣議決定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」、滋賀県が制定した「滋賀県子ども読書活動推進計画(第3次)」に基づいて設置されます。

### 体系図



## 1. 現状と課題

秦荘図書館は旧秦荘町立図書館として平成7年(1995年)に、愛知川図書館は旧愛知川町立図書館として平成12年(2000年)に開館しました。合併後の愛荘町では秦荘図書館、愛知川図書館において図書館サービスを展開しており、町民1人あたりの年間貸出冊数では、滋賀県平均の約1.9倍、全国平均の約2.5倍の高い利用率を維持しています。

(住民1人あたりの図書館貸出冊数 平成28年度(2016年度))

愛荘町	滋賀県平均	全国平均
14.03冊	7.42冊	5.49冊

愛荘町では、平成21年(2009年)3月5日に愛荘町議会が「愛荘町まちじゅう読書の宣言」を議決しました。平成19年(2007年)には、愛知川図書館が日本で最も優れた図書館に贈られる「Library of the Year 大賞」を受賞しています。「愛荘町暮らし・まちづくりに関するアンケート調査 学生アンケート調査結果」(平成26年(2014年)7月実施)では、町内の中学3年生を対象としたアンケート「町の良いところ」の自由記述欄第2位に「日本一の図書館がある」との回答が寄せられています。そして、町立図書館の図書館業務には図書館の専門資格である司書の資格を有する職員を配置し、質の高いサービスを継続して提供するように努めています。

この実績を活かし、今後も町が直接運営する町立図書館として、愛荘町の将来を見据え地域の特性に応じた図書館サービスの展開に努めます。一方で、人口構成の変化や、厳しい財政事情の下でも町民の求める資料を提供し、文化教養を高めるとともに、読書離れが叫ばれるなか、子どもの読書活動を支えるために、町立図書館をどのように維持し運営するのが大きな課題となります。

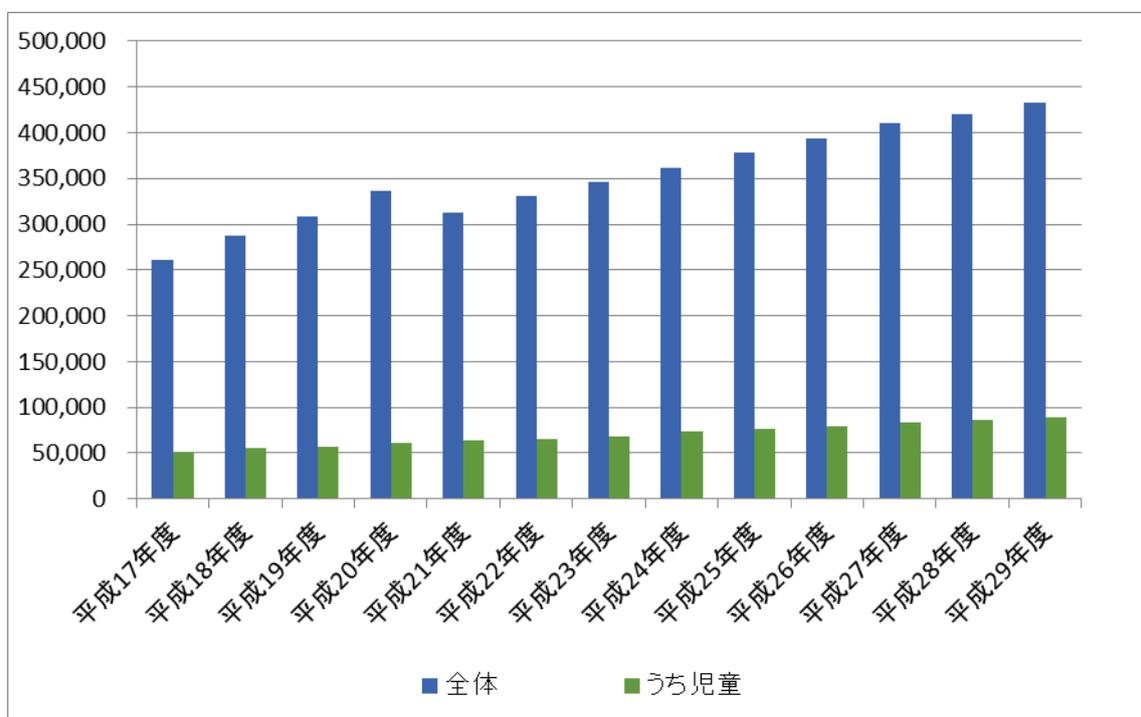
(平成29年(2017年)実施 図書館利用者アンケートから)

総合的に、本日利用された図書館にどの程度満足していますか。

	秦荘図書館			愛知川図書館		
	回答数	構成比	(合算)	回答数	構成比	(合算)
満足	90	50.3%	89.4%	126	59.4%	94.3%
やや満足	70	39.1%		74	34.9%	
やや不満	2	1.1%	1.1%	0	0%	0%
不満	0	0%		0	0%	
無回答	17	9.5%	9.5%	12	5.7%	5.7%
計	179	100%	100%	212	100%	100%

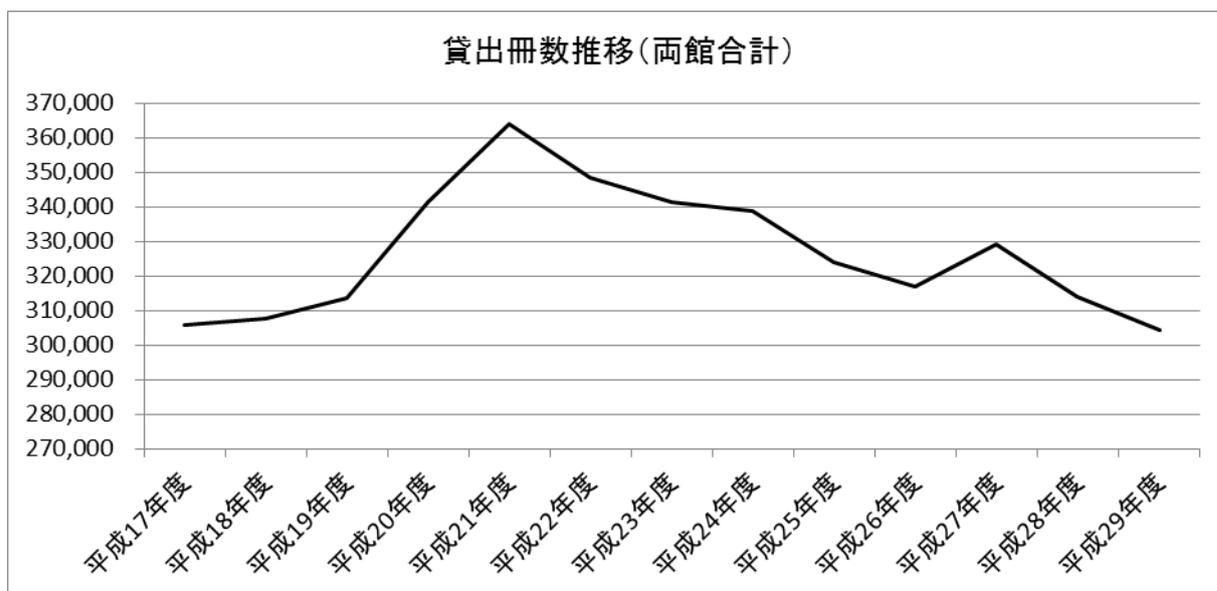
蔵書冊数推移

	秦荘図書館		愛知川図書館		合計	
	全体	うち児童	全体	うち児童	全体	うち児童
平成17年度	98,911	25,985	162,374	25,301	261,285	51,286
平成18年度	105,741	28,057	182,184	27,343	287,925	55,400
平成19年度	108,880	29,543	199,557	27,882	308,437	57,425
平成20年度	114,835	30,934	221,360	30,461	336,195	61,395
平成21年度	121,073	32,080	192,129	32,490	313,202	64,570
平成22年度	126,998	33,486	203,405	32,235	330,403	65,721
平成23年度	131,370	33,619	214,379	34,120	345,749	67,739
平成24年度	137,002	36,398	224,422	37,135	361,424	73,533
平成25年度	143,192	37,830	235,396	38,270	378,588	76,100
平成26年度	148,169	40,003	244,942	39,965	393,111	79,968
平成27年度	153,572	41,632	256,414	42,350	409,986	83,982
平成28年度	157,620	43,160	262,548	43,733	420,168	86,893
平成29年度	162,257	44,154	270,803	45,146	433,060	89,300



貸出冊数推移

	秦荘図書館			愛知川図書館			合計		
	個人	団体	合計	個人	団体	合計	個人	団体	合計
H17年度	69,176	2,948	72,124	228,955	4,920	233,875	298,131	7,868	305,999
H18年度	65,791	4,327	70,118	231,872	5,700	237,572	297,663	10,027	307,690
H19年度	70,019	4,345	73,322	233,437	6,721	240,158	303,456	11,066	313,480
H20年度	73,040	5,507	78,547	257,424	5,593	263,017	330,464	11,100	341,564
H21年度	80,300	6,647	86,947	269,751	7,186	276,937	350,051	13,833	363,884
H22年度	78,634	6,026	84,660	256,681	7,320	264,001	335,315	13,346	348,661
H23年度	79,314	7,854	87,168	246,044	8,244	254,288	325,358	16,098	341,456
H24年度	78,108	8,368	86,476	244,755	7,486	252,241	322,863	15,854	338,717
H25年度	79,025	6,855	85,880	230,652	7,566	238,218	309,677	14,421	324,098
H26年度	78,652	8,186	86,838	223,469	6,647	230,116	302,121	14,833	316,954
H27年度	83,764	10,027	93,791	229,557	5,973	235,530	313,321	16,000	329,321
H28年度	77,127	10,417	87,544	220,601	6,019	226,620	297,728	16,436	314,164
H29年度	74,145	10,100	84,245	211,539	8,666	220,205	285,684	18,766	304,450



平成 27 年度(2015 年度) 人口 2 万人以上 3 万人未満の町村

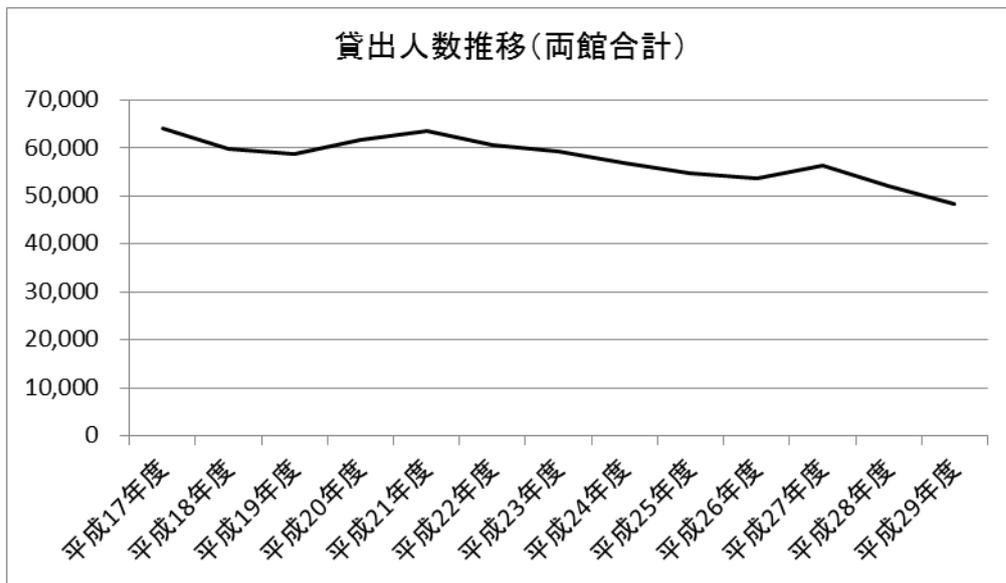
・個人貸出点数 上位 7 位

	貸出数(千点)	広域利用
水巻町	430	実施
斑鳩町	362	実施
邑楽町	342	実施
筑前町	318	
愛荘町	313	
有田川町	306	実施
横芝光町	278	実施

・広域利用(他の自治体に在住でも貸出が可能)を実施していない図書館では、愛荘町は全国 2 位。

貸出のべ人数推移

	秦荘図書館			愛知川図書館			合計		
	個人	団体	合計	個人	団体	合計	個人	団体	合計
H17 年度	--	--	15,659	--	--	48,524	--	--	64,183
H18 年度	--	--	13,598	--	--	46,184	--	--	59,782
H19 年度	--	--	13,478	43,890	1,327	45,217	43,890	1,327	58,695
H20 年度	13,966	845	14,811	46,239	751	46,990	60,205	1,596	61,801
H21 年度	14,643	965	15,608	46,767	1,063	47,830	61,410	2,028	63,438
H22 年度	14,336	676	15,012	44,730	1,012	45,742	59,066	1,688	60,754
H23 年度	14,361	881	15,242	43,014	1,068	44,082	57,375	1,949	59,324
H24 年度	13,896	846	14,742	41,275	934	42,209	55,171	1,780	56,951
H25 年度	13,655	792	14,447	39,127	1,229	40,356	52,782	2,021	54,803
H26 年度	14,204	786	14,990	37,428	1,234	38,662	51,632	2,020	53,652
H27 年度	15,513	997	16,510	38,540	1,174	39,714	54,053	2,171	56,224
H28 年度	13,679	940	14,619	36,129	1,216	37,345	49,808	2,156	51,964
H29 年度	12,914	1,000	13,914	33,093	1,274	34,367	46,007	2,274	48,281



愛荘町の図書館の取り組み(平成 29 年度(2017 年度)まで)

- ・資料の提供、出前図書館、団体貸出
- ・「あたまいきいき音読教室」(秦荘)の開催
- ・「古文書教室」(秦荘)、「古文書をよむ会」(愛知川)の開催
- ・地域資料に関するギャラリー展示(愛知川)と地域調査研究報告書の発行
- ・地域資料コーナーとして、えちはたな(秦荘)、地域行政コーナー(愛知川)の設置
- ・健康医療情報のコーナーとして、ほすびたな(秦荘)、医療情報コーナー(愛知川)の設置
- ・ヤングアダルトコーナーとして、ことことなコーナー(秦荘)、ことなコーナー(愛知川)の設置
- ・バリアフリー映画会(秦荘・愛知川)、えちがわ図書館シネマ(愛知川)の開催
- ・マガジンリサイクルの実施
- ・利用者用インターネット検索端末の設置
- ・ボランティアとの連携による行事の開催(月のくまさん、ほんてつ)

子どもの読書に関する活動(平成 29 年度(2017 年度)まで)

- ・「おはなし会」「くまさんといっしょのえほんのじかん」「おひざでだっこのおはなし会」の実施
- ・園・学校・地域への出前おはなし会の実施
- ・小学校、中学校の学校図書館への司書配置
- ・子ども読書応援講座の開催
- ・ブックスタート事業への協力
- ・星空かんさつ会、夏休み科学工作教室、英語のおはなし会の開催
- ・子どもの読書応援講座の開催

## 具体的な課題

- ・本が読みにくい方、図書館へ来館しにくい方へのサービスの充実  
    デジタイズ導入、郵送貸出の検討、外国語資料の充実
- ・学校図書館への司書配置日数の増加
- ・学校、園の図書資料の充実
- ・地域行政資料の充実、デジタル資料の導入
- ・関係機関との連携、広報活動の充実
- ・継続した資料の収集・保存と提供

## 2. 基本的な考え方

平成 21 年(2009 年)3 月 5 日に議決された「愛荘町まちじゅう読書の宣言」に基づき、愛荘町の「まちじゅう読書」の実現を目指します。

### 「愛荘町まちじゅう読書の宣言」

読書は、いろいろな人々の想いと出会わせ、心を豊かにしてくれます。

私たちは、愛あふれるふるさとを願って「まちじゅう読書」をすすめます。

    本にふれる機会をふやしましょう

    みんなで読書をたのしみましょう

    こどもの読書を応援しましょう

町立図書館が老若男女すべての住民が利用できる開かれた施設となり、さらに「まちじゅう読書の町」を実現するよう努めます。

また、愛荘町教育大綱「夢と志をもち、共に未来を拓く人づくりー基盤は「五愛十心」の教育理念」、第2次愛荘町総合計画の描く将来像「心ふれ愛・笑顔いっぱい元気なまち」の実現に向けて図書館活動を展開します。

## 3. 計画の期間

2019 年 4 月から 2023 年 3 月までの5年間とします。

## 4. 計画の進行管理・更新

計画の策定後、愛荘町図書館協議会において計画の進捗状況を把握し、継続的な進行管理を行い教育委員会に報告するほか、必要に応じて計画の改訂や更新を行います。

## 第2章 愛荘町立図書館サービス基本計画

### 1. 基本理念

「愛荘町立図書館サービス基本計画」の基本理念を次のとおり掲げます。

- ① 「知と情報の広場」の拠点としての図書館  
愛荘町の「知と情報の広場」の拠点となり、生涯学習活動を支える図書館を目指します。
- ② 「まちづくりの拠点」となる図書館  
まちづくりのために、頼りになる図書館を目指します。
- ③ 子どもの読書活動推進の拠点となる図書館  
子どもの読書活動を応援し、子どもの読書活動の拠点となる図書館を目指します。

上記の基本理念をふまえて、図書館は、町民一人ひとりがゆたかで充実した人生をすごし、自ら考え判断するための情報を提供します。また、地域の情報や資源を後世に残すよう取り組みを進めます。

### 2. 具体的な取り組み

「愛荘町立図書館サービス基本計画」の基本理念に基づき、具体的な取り組みを次のとおり掲げます。

#### ① 地域に根ざした図書館活動の推進

「愛荘町まちじゅう読書の宣言」を実現し、町民の誰もがいつでも、どこでも、生涯にわたって自分にあった方法で読書できるよう支援するとともに、地域資料の継続した収集保存活用に努めます。また、図書館だけでなく、役場各部課や、学校、幼稚園、保育園との連携により、各世代に応じた図書館サービスが提供できるよう努めます。

#### 具体的な取り組み

- ・高齢者・障がい者サービスの実施  
点字資料、大活字本、朗読 CD など様々な資料の収集と提供に努めます。
- ・多文化サービスの実施  
ブラジル語、ポルトガル語、英語など外国語資料の収集と提供に努めます。  
英語など多言語のおはなし会の実施に努めます。
- ・全域サービスの実施  
出前図書館の実施や、町内のいろいろな場所に本棚があり、本が読める場所がある「愛荘まちじゅうライブラリー」の設置を町民とともに進めます。
- ・図書館協議会やボランティアとの連携  
図書館協議会やボランティアと連携した行事の開催に努めます。

・図書館職員による本の紹介

「広報あいしょう」、図書館ホームページ、秦荘地区の有線放送、小中学校で本を紹介し、町民のみなさんが本に触れる機会を増やします。

図書館内での本の展示を随時実施します。

・図書館行事の開催

図書館所蔵映像資料による映画会を実施します。

本を朗読することで健康を保つことを目的とした「あたまいきいき音読教室」、図書館所蔵資料をテキストとした「古文書教室」を開催します。

・地域資源、地域情報の積極的な収集と保存に努めます。

歴史的資料の保存と活用をめざした展示や「古文書教室」を開催します。

他自治体などの「まちづくり」に関する資料の収集と提供を行います。

愛荘町の行政資料の収集と提供に努めます。

② 「知と情報の広場」としての図書館整備と機能充実

最新の情報を得ることのできる施設として、愛荘町の「知と情報の広場」となる図書館をめざします。

具体的な取り組み

・新刊書籍の充実

愛荘町立図書館で最新の情報が入手できるよう、新刊書籍の充実に引き続き努めます。

・情報検索ガイダンスの実施

本や雑誌だけでなく、インターネット等から情報を入手し活用できるよう、情報検索ガイダンスを実施します。

・図書館職員の能力向上

図書館職員の研修受講の機会を設け、町立図書館の運営に役立てるよう努めます。

図書館司書の専門性の向上をめざし、図書館職員による論文などの執筆や、講師派遣に努めます。

・医療、介護情報の収集と提供

高齢化社会に対応し、地域の保健医療の支援充実にめざし、医療や介護に関連する資料の収集に努めます。

③ 子ども読書活動への支援

子どもたちが本と出会い、本の世界にふれる楽しさを知り、考える力を身につけ、知的好奇心を育てていく環境をつくれます。また、子どもたちが多くの時間を過ごす小学校、中学校の学校図書館へ司書を配置し、子どもの読書と調べ学習の支援に努めます。

(本項目については、「愛荘町子ども読書活動推進計画(第2次)」に基づき読書活動を推進します。)

### 3. 図書館運営方針および施設整備

「愛荘町立図書館サービス基本計画」の基本理念実現のため、町立図書館の運営方針および施設整備について次のように定めます。

#### ① 基本方針

秦荘図書館・愛知川図書館それぞれをサービス拠点として運営し、地域の生活圏である中学校区での読書活動を推進します。また、地域の情報を収集、整理して保存、提供していきます。

#### ② 職員

図書館の専門資格として「司書」資格があります。司書職員は図書館や本について知識と経験のある職員です。館長および図書館業務に従事する職員は、愛荘町立図書館運営規則にも規定するとおり、司書資格を有する者を配置します。また、最新の情報を習得するため、職員が継続して研修を受講する機会を確保するとともに、職員が図書館学や社会教育、生涯学習分野など専門分野について発表することで、高い専門性を持つ職員を育成します。

#### ③ 蔵書計画

資料の収集にあたっては、地域の実情、町民の希望、社会の変化をふまえ、収集方針に基づいて行います。そして、見やすく手に取りやすく資料を書架に配置するために、開架室と書庫に置く資料を厳選していく必要があります。そのために書庫を計画的に活用するとともに、資料価値の低下した資料を除籍することで、開架書架の新鮮度を保ち、常に最新の情報を提供できる体制を維持します。

秦荘図書館

年度	蔵書冊数	購入冊数	うち閉架書庫蔵書数	除籍数
2019年度	166,500	5,000	78,000	1,000
2020年度	170,500	5,000	80,000	1,500
2021年度	174,000	5,000	80,000	2,000
2022年度	175,000	5,000	80,000	3,000
2023年度	177,000	5,000	80,000	3,000

#### 愛知川図書館

年度	蔵書冊数	購入冊数	うち閉架書庫蔵書数	除籍数
2019 年度	273,500	9,000	85,000	8,000
2020 年度	274,500	9,000	85,000	9,000
2021 年度	274,500	9,000	85,000	9,000
2022 年度	274,500	9,000	85,000	9,000
2023 年度	274,500	9,000	85,000	9,000

#### ④ 町立図書館の開館日・開館時間

図書館の休館日は秦荘図書館が木曜日・金曜日、愛知川図書館が月曜日・火曜日に設定し、休館日の重複を避けています。また、開館時間は午前 10 時から午後 6 時までです。開館日、開館時間については費用対効果を考慮し、利用状況に応じて適正な運営を図るよう努めます。

#### ⑤ 図書館評価の実施

平成 19 年(2007 年)に「Library of the Year 大賞」を受賞し、多くの視察者が訪れる愛荘町の図書館は、日本国内で高い評価を受けており、今後もこの水準を維持するとともに、図書館サービスの向上に努めます。図書館評価については、愛荘町教育委員会の実施する事業評価を実施するほか、図書館利用者へのアンケートの実施に努めます。

#### ⑥ 施設整備計画

老朽化する施設について、愛荘町公共施設等総合管理計画に基づくほか、次の点をふまえながら、計画的な施設の改修等を検討します。

##### (1) 歴史的資料の整理と保存

町史編集事業で収集した資料の整理と有効活用のため、町立歴史文化博物館との協議をすすめます。

##### (2) トイレの改修

愛知川図書館の障がい者用トイレは男女別に 1 ブースずつ設置されており、介護者と被介護者が異性の場合、利用に支障をきたしています。また、秦荘図書館・愛知川図書館の障がい者用トイレには、オストメイト用の設備がありません。これらについて、今後改修を検討します。

##### (3) 図書館システムの更新

図書館の蔵書や貸出返却は、図書館システムによって運用されています。愛荘町の図書館は平成 29 年度(2017 年度)に図書館システムの更新を行い、高度なセキュリティを確保したほか、蔵書検索結果のリアルタイム表示、ホームページの検索結果に本の表紙画像の表示を行うよう改善しました。また、館内蔵書検索機にレシート印字機能を付与し、利用者の利便性の向上を図りました。A

図書館システムには利用者の個人情報が入力されており、可能な限り最新の高度なセキュリティの状態を保つ必要があります。また、図書館システムの保守期間が5年間で切れ、延長契約が不可能であることから、次回は導入後5年を経過した2022年度の更新を予定しています。



おひざでだっこのおはなしかい(愛知川図書館)

### 第3章 愛荘町子ども読書活動推進計画(第2次)

#### 1 子ども読書活動推進計画の策定にあたって

##### (1) 計画の背景と目的

読書は、子どもたちが人とのふれあいを大切に、一人ひとりの自立心を育て、思考力、想像力を育む上で欠かすことのできないものです。乳幼児期に親子で絵本を読むことは、親子がふれあう大切な時間となります。小学生、中学生にとって、本は「読む」ことのほか、本や資料を「使う」ことで、最新かつ正確な情報を得ることができます。

近年、インターネットをはじめとする情報機器の発達が急速に進み、子どもの生活環境は大きく変化しています。「活字離れ」「読書離れ」による文章力や想像力、思考力の低下や、人と人とが触れ合い、語り合う場面の減少が指摘されています。

こうした環境の中で、国は、平成 13 年(2001 年)12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、国および地方公共団体の責務を明らかにしました。

滋賀県でも、平成 17 年(2005 年)2 月に「滋賀県子ども読書活動推進計画(第 1 次)」を策定し、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、取組を進めてきました。

愛荘町では、平成 21 年(2009 年)3 月に愛荘町議会において「まちじゅう読書の宣言」が議決されました。また、平成 26 年(2014 年)3 月には、「愛荘町子ども読書活動推進計画(第 1 次)」を策定し、平成 26 年度(2014 年度)から 5 年間を計画期間として、子どもの読書活動の推進と読書環境の向上に取り組んできました。

今後、愛荘町における子どもの読書活動のさらなる推進と、読書環境の向上を目的として、「愛荘町子ども読書活動推進計画(第 2 次)」を定めます。

##### (2) 計画の対象

この計画の対象は、子ども(概ね 18 歳以下の者をいう)のほか、子どもの家庭、地域、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、町立図書館、関係機関、ボランティアを対象としています。

##### (3) 基本的方針

子どもの読書活動推進にあたり、次の 3 点を基本的方針とします。

###### ① 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもの読書離れが指摘される中で、子どもが様々な場面や、様々な場所で読書に親しむことができるよう、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

###### ② 子どもが読書に親しむ環境の整備

子どもの読書を応援し、子どものまわりにいつも本がある環境をつくり、読書を通じて子どもが成長できるよう、読書環境の整備に努めます。

### ③ 家庭、地域、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、町立図書館の連携

子どもの読書を応援するため、町立図書館を中心に、家庭、地域、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と連携し、子どもの読書活動がより効果的に推進できる環境の整備に努めます。

## 2 子ども読書活動の現状と課題

この章では、愛荘町における子どもの読書活動の現状と課題について、「家庭、地域、幼稚園、保育園」「小学校、中学校、高等学校」「町立図書館」の三つの視点から示します。

### (1) 家庭、地域、幼稚園、保育園における読書活動

#### ■ 現状

##### (家庭、地域)

家庭は、子どもが読書に親しむうえで、大切な役割を担っています。乳幼児期には、本を通して、大人と子どものふれあいの機会を持つことができます。周りの大人が子どもに本を読むことで、子どもたちは、おはなしを心の中で豊かに体験し、想像力を育み、活字と親しむことができます。

子どもが読書をする習慣は、日常生活の中で育まれます。家族が日常的に本を読むことで、子どもが本に手を伸ばしやすい環境が生まれます。小学生や中学生のいる家庭では、大人と子どもが本や新聞を読むことで、本や時事についての会話が生まれ、お互いを分かり合うきっかけとなります。そのためには、本が身近にある環境づくりが必要となります。

愛荘町では、子育て支援センターにより、4 か月児健診ときらきらバースデイ(1歳児対象)で、子ども一人ひとりに絵本をプレゼントするブックスタートを実施しています。ブックスタートでは、ボランティアとともに図書館職員も参加し、図書館の紹介とともに、絵本を通して赤ちゃんに語りかけることで、ゆっくり心ふれあうひと時を持てるようお伝えしています。

##### (幼稚園、保育園)

幼稚園、保育園では、先生による絵本のよみきかせが行われています。園内に置かれている本の充実を図るとともに、家庭でも本に親しんでもらうためには、保護者に本をどのように薦めるのかを考える必要があります。また、保育園は0歳から6歳の園児が、幼稚園では3歳から6歳までの園児が在園していることから、それぞれの年齢に応じた絵本を提供することが必要です。

そのほか、幼稚園、保育園では、ボランティアによるおはなし会を実施している園もあります。子どもと本と関わるボランティアの活動を支え、スキルアップし、より活躍できる環境づくりが必要です。

#### ■ 課題

1. 本を通して親子がふれあう時間づくり
2. 身近な場所に本がある環境づくり

3. 幼稚園、保育園、こども園における読書活動の充実
4. ボランティアのスキルアップ支援

## (2) 小学校、中学校、高等学校における読書活動

### ■ 現状

小学校、中学校では、読書活動として全校一斉の読書の時間や、図書委員によるおすすめ本の紹介など、読書推進のための活動が実施されています。また、授業中や昼休みに、町立図書館から図書館の職員が小学校や中学校に出向き、おはなし会やブックトーク<sup>1)</sup>を開催しています。町内小学校は、学期ごとに町立図書館からの団体貸出を利用して、全クラスで人数分の本を設置しています。

一方で、小学生、中学生を対象とした学校読書調査によると、愛荘町内の小学生、中学生ともに、1か月間の平均読書冊数は全国平均や滋賀県平均よりも低い冊数です。読書の機会を増やすには、児童、生徒の身近な場所に、魅力ある本を置き、気軽に読書ができる環境をつくる必要があります。また、おはなし会やブックトーク、学校による読書推進のための取り組みの充実に努め、本に接し、本に親しむ機会や時間を増やすことが求められます。

小学校、中学校には学校図書館法に基づき学校図書館が設置されています。学校図書館には、学校における読書活動や調べ学習の拠点機能が求められますが、愛荘町内の学校図書館について、文部科学省が示す学校図書館図書標準に対する蔵書冊数の割合は、平成28年度末現在で小学校4校の平均が83%、中学校2校の平均は103%で、小学校では基準を満たしていません。学校図書館図書基準を満たす場合でも、学校図書館の蔵書は出版年が古い本が多く、社会や学校教育内容の変化に対応していない本を多数所蔵しています。そのため、学校図書館図書標準にかかわらず、古い本を適切に除籍し、新しい本を継続して準備する必要があります。

愛荘町では、平成26年度(2014年度)から小学校には週2回、中学校には週1回、町立図書館の司書職員が学校図書館に配置され、資料の整理や貸出返却業務、レファレンスを行っています。また、先生方の授業支援として、町立図書館の資料を提供しています。また、資料の除籍や購入の補助やアドバイスを行っています。

今後も学校図書館を小学校、中学校における重要な読書の拠点として位置付けるとともに、町立図書館との連携や、ボランティア活動の推進が必要です。

### ■ 課題

1. 児童、生徒の身近な場所での読書環境づくりと読書活動の充実
2. 学校図書館の整備と学校司書職員配置の充実
3. 児童、生徒が自ら必要な資料を探す力の育成

---

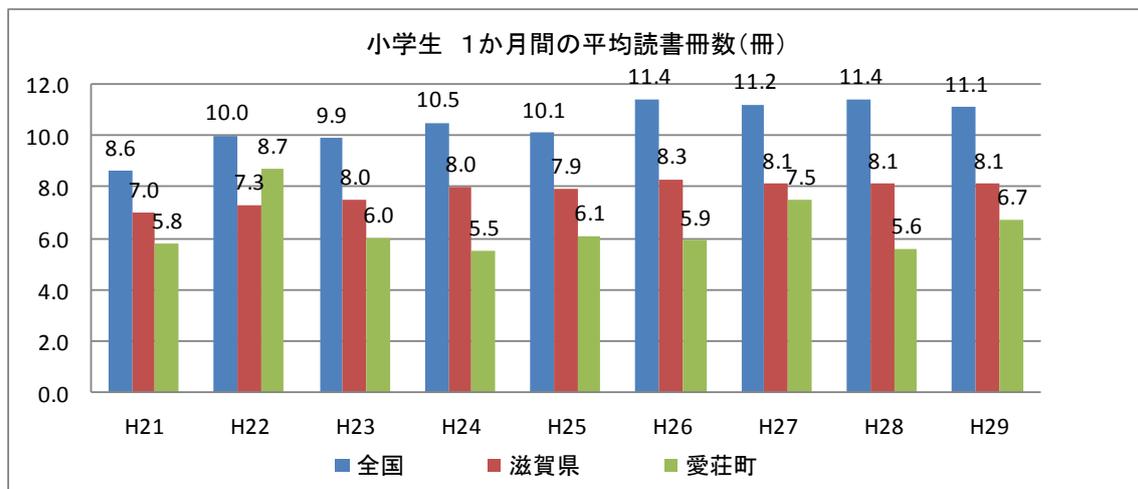
<sup>1)</sup> ブックトーク…特定のテーマに沿って、複数の本を順序よく組み合わせ、あらすじや著者紹介を交えて紹介し、本に対する興味を起こさせることを目的とした本の紹介の手法。

・1か月間の平均読書冊数(冊)

小学生	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	8.6	10.0	9.9	10.5	10.1	11.4	11.2	11.4	11.1
滋賀県	7.0	7.3	7.5	8.0	7.9	8.3	8.1	8.1	8.1
愛荘町	5.8	8.7	6.0	5.5	6.1	5.9	7.5	5.6	6.7

・計画制定前5年間(平成21年～25年)平均 全国9.8 滋賀県7.5 愛荘町6.4

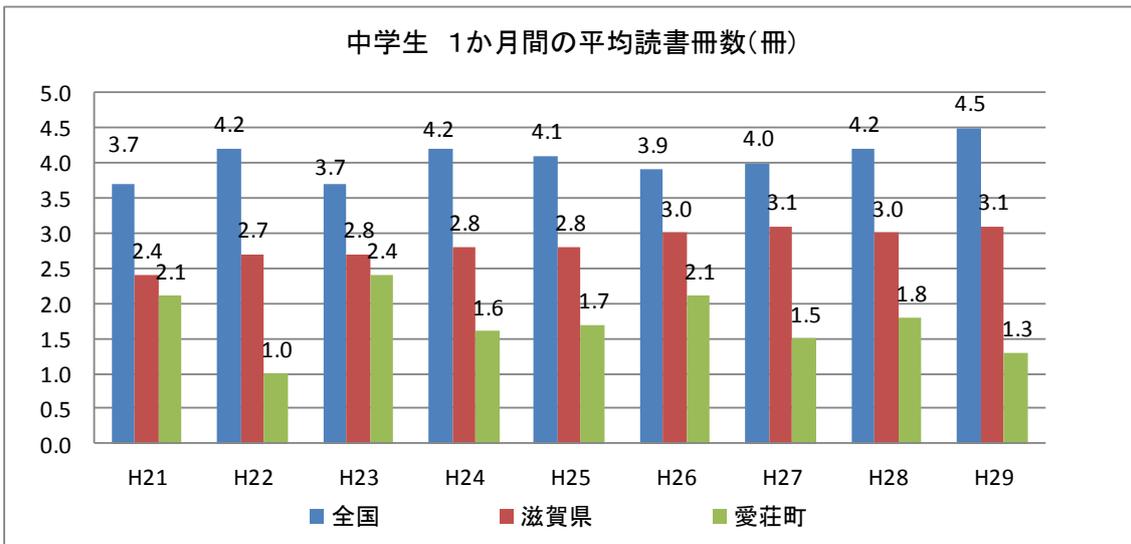
・愛荘町子ども読書計画数値目標 8.0冊



中学生	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	3.7	4.2	3.7	4.2	4.1	3.9	4.0	4.2	4.5
滋賀県	2.4	2.7	2.7	2.8	2.8	3.0	3.1	3.0	3.1
愛荘町	2.1	1.0	2.4	1.6	1.7	2.1	1.5	1.8	1.3

・計画制定前5年間(平成21年～25年)平均 全国4.0 滋賀県2.7 愛荘町1.8

・愛荘町子ども読書計画数値目標 3.0冊



※調査は滋賀県教育委員会による(全国数値は学校読書調査(毎日新聞社))

#### 小学校・中学校の学校図書館司書の役割

愛荘町では、平成 26 年度(2014 年度)より小学校・中学校の学校図書館に町立図書館の司書職員を配置しています。学校図書館では、主に次の業務を担当し、児童・生徒の読書を推進し、読書環境の向上に取り組んでいます。

- ・小学校、中学校でのおはなし会、資料の紹介の実施
- ・先生が授業などで利用する資料の提供
- ・児童、生徒への資料の提供、調べ学習へのアドバイス
- ・児童、生徒、教職員の資料のリクエスト、調査相談(レファレンス)への対応
- ・学校図書館の本の選書、除籍の準備
- ・学校図書館システムの整備
- ・学校図書館を使った授業の支援
- ・使いやすい学校図書館に向けた、資料と環境の整備

### (3) 町立図書館(秦荘図書館・愛知川図書館)

#### ■ 現状

愛荘町には、中学校区に1図書館、合計 2 館の町立図書館があります。町立図書館2館の蔵書は、コンピューターシステムで結ばれており、借りた本はどちらの図書館にも返せます。

運転免許を持たない子どもたちにとって、身近な中学校区に町立図書館があることで、読書や調べものに町立図書館を用いることが可能です。これからも、町立図書館が子どもたちの居場所であり続けることが求められており、幅広い年齢層の子どもたちの求める資料を準備し、提供する必要があります。

町立図書館の全蔵書約 42 万冊のうち、約 8 万 6 千冊が子どもを対象とした本(児童書)で、全体の約 20%<sup>1)</sup>です。一方で、平成 27 年(2015 年)には年間約 4,800 冊<sup>2)</sup>の児童書が新たに出版されています。子どもたちにとって、町立図書館は最新の社会情勢や、理科の知識を得る場所でもあります。絵本や子ども向けの小説、最新の情報を掲載した図鑑など、毎年多くの本が出版されており、これらを継続して収集することで、子どもたちが常に最新の情報を得る環境を維持する必要があります。

町立図書館では、読書活動推進に向けた取り組みとして、子ども向けのおはなし会や、子どもの読書に関する講演会を開催しています。また、町立図書館の職員が、小学校、中学校、幼稚園、保育園、地域の子ども会に出向き、おはなし会を実施しています。そのほか、小学生の図書館見学、中学生の職場体験学習の受け入れ、小学校や中学校への団体貸出、町内の高等学校への本の貸出、子どもが読むおすすめの本を掲載したリストづくりと配布を実施しています。

今後これらの活動を広げるためには、町立図書館の資料の充実を図るとともに、地域の施設との連携を強める必要があります。また、図書館職員が子どもや本についての知識を得ることや、おはなし会の技術の向上により、継続して専門性を高める必要があります。

#### ■ 課題

1. 子どもの居場所としての図書館づくり
2. 子どもが利用できる蔵書の充実
3. 図書館職員の専門性の向上
4. 子どもと本をつなぐきっかけづくり
5. 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校とのネットワークづくり
6. ボランティアとの協力
7. 中学生や、中学卒業後の年齢層への読書推進

---

<sup>1)</sup> 平成 29 年 3 月末現在

<sup>2)</sup> 「日本の統計 2017」総務省統計局 による

### 3 子どもの読書活動推進のための取り組み

「子ども読書活動の現状と課題」で掲げた課題を解決し、「愛荘町まちじゅう読書の宣言」のひとつ、「こどもの読書を応援しましょう」を実現するため、家庭、地域、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校等、町立図書館のすべての場所を読書活動の拠点として、子どもが本を読むことにより、新しい知識・情報と出会い、自分や世界を発見する喜びと出会えるよう取り組みます。

#### (1) 家庭、地域、幼稚園、保育園における読書活動

赤ちゃんから小学校就学前まで、子どもは家庭をはじめ、地域や幼稚園、保育園で過ごします。家庭では、親子で本を楽しむことで、親子のふれあいの時間をもつことができます。幼稚園、保育園、地域でも、子どもとのふれあいのきっかけとして、本を通じて楽しく交流ができる環境づくりをめざします。

また、小学生や中学生となり、中学校を卒業した後も、家庭や地域による読書の大切さは変わりません。本や新聞をきっかけとして、会話が生まれるような、本が身近にある環境づくりが求められます。

- ① 本を通して親子のふれあいの時間づくり
  - ・おひざでだっこのおはなしかい、ブックスタート
- ② 子どもが家庭や地域で本に親しむ環境づくり
  - ・町立図書館でのおはなし会の実施
- ③ 幼稚園、保育園における読書活動の充実
  - ・幼稚園、保育園でのおはなし会の実施
- ④ ボランティアのスキルアップ支援
  - ・ボランティアとの連携

#### (2) 小学校、中学校、高等学校における読書活動

小学校、中学校では、愛荘町教育大綱に基づき、読書によって想像力や理解力を育むとともに、日本語の表現力を身につけるほか、愛荘町教育委員会の教育理念である「五愛十心」<sup>1)</sup>の心を育てます。また、自分の知りたい情報を、自ら本や資料を用いて的確に探す力を育てます。

そのために、小学校、中学校で、読書に親しんでもらえるよう読書活動の実施に努めるほか、児童、生徒の身近な場所に、いつでも本がある環境を整備するよう努めます。また、小学校、中学校の読書活動の拠点である学校図書館の整備に努めます。

- ① 児童、生徒の身近な場所での読書環境づくり

---

<sup>1)</sup> 「五愛」とは、ふれ愛、学び愛、育ち愛、支え愛、高め愛、「十心」とは、群がる心、自分らしさを発揮する心、知りたがる心、許せる心、集中する心、広げる心、まとめる心、押しの強い心、感動する心・感謝する心、守る心です。

- ・学校図書館の充実(学校図書館の司書配置、学校図書館の資料の充実)
- ・町立図書館と学校図書館の連携
- ② 小学校、中学校、高等学校等での読書活動の充実
  - ・学校でのおはなし会等の開催
  - ・夏のブックリストの作成と紹介
- ③ 児童、生徒が自ら必要な資料を探す力の育成
  - ・授業での学校図書館の活用

### (3) 町立図書館を中心とした読書活動の推進

町立図書館は、幅広い年齢の子どもを対象に、本や情報を提供する拠点となることが求められます。子どもに直接、本を提供するほか、幼稚園、保育園、小学校、中学校への団体貸出や、本の紹介を実施し、町内の子ども読書活動推進の中心となるよう努めます。

さらに、ボランティアの育成や協力をすすめ、町全体で子どもの読書を推進できる環境づくりに努めます。

- ① 子どもの居場所としての図書館づくり
  - ・おはなし会の開催
  - ・子ども科学教室などの開催
  - ・こども映画会の開催
- ② 子どもが利用できる蔵書の充実
  - ・町立図書館資料の継続した収集と提供
- ③ 図書館職員の専門性の向上
  - ・図書館職員の研修受講機会の増加
- ④ 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校との連携
  - ・各校園でのおはなし会の開催
  - ・町立図書館資料の提供
- ⑤ ボランティアとの協力
- ⑥ 中学生、中学卒業後の年齢層への読書推進
  - ・ヤングアダルト対象資料の充実
  - ・本のほか、CD、DVDなどの視聴覚資料の収集と提供

## 4 計画の実現にむけて

### (1) 愛荘町子ども読書活動推進計画における指標の評価

愛荘町子ども読書活動推進計画(第1次計画)では、愛荘町子ども読書活動推進計画における指標として、5項目を掲げました。これらの現状はつぎのとおりです。

愛荘町子ども読書活動推進計画(第一次計画)における指標

指標名		計画年度 (平成 25 年度)	目標 (平成 30 年度)	平成 26-29 年度平均
1 か月間の平均読書 冊数	小学校	6.1 冊	8 冊以上	6.4 冊
	中学校	1.7 冊	3 冊以上	1.7 冊
1 か月間に1冊以上本 を読んだ児童生徒の 割合	小学校	90.9%	95%以上	96.7%
	中学校	69.5%	80%以上	49.4%
小・中学校での学校司書の配置校数		0 校	4 校以上	6 校
学校図書館の開館時間の延長		学校による	登校日は 毎日開館	学校による
町立図書館での児童書の蔵書冊数 (12 歳以下1人あたり)		約 24 冊	30 冊以上	27.2 冊 (平成 28 年 度末)

・1 か月間の平均読書冊数

小学校では平成 25 年度(2013 年度)の 6.1 冊から、平成 26 年度(2014 年度)から平成 29 年度(2017 年度)の平均で 6.4 冊に上昇しました。中学校では 1.7 冊で変わらずでした。

・1 か月間に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合

小学校では平成 26 年度(2014 年度)から平成 29 年度(2017 年度)の平均で 96.7%に上昇し、目標の 95%を超えました。中学校では 49.4%となりました。

・小・中学校での学校司書の配置校数

愛荘町では町立図書館職員の学校図書館への配置を行い、町内の小中学校 6 校全てに司書の配置をしています。そのため、目標の 4 校以上となりました。

・学校図書館の開館時間の延長

学校図書館の開館時間は、学校ごとの取り組みとなります。そのため、学校による現状は変わりませんでした。

・町立図書館での児童書の蔵書冊数

町立図書館の児童書の蔵書冊数は、平成 28 年度末(2016 年度末)で児童 1 人あたり 27.2 冊となりました。

5 子ども読書活動推進計画の実施体系

子ども読書活動推進計画の実現に向けて、主な施策と実施主体を示すことで、具体的に取り組むことに努めます。

	項目	主な施策	実施主体
家庭 ・ 地域 ・ 幼稚園 ・ 保育園	(1)本を通して親子のふれあいの時間づくり	・ブックスタート事業 ・町立図書館の乳幼児向け絵本の充実 ・町立図書館での乳幼児年齢別おすすめ本リストの作成、本の広報	町立図書館 子ども支援課 子育て支援センター 幼稚園・保育園
	(2)子どもが家庭や地域で本に親しむ環境づくり	・地域の施設でのおはなし会の実施 ・読書推進活動の実施	
	(3)幼稚園、保育園における読書活動の充実	・おはなし会の実施 ・幼稚園、保育園所蔵資料の充実と町立図書館との連携 ・おすすめ本リストの配布	
	(4)ボランティアのスキルアップ支援	・ブックスタートボランティア養成講座の実施 ・おはなしボランティア講座の実施	
小学校 ・ 中学校	(1)児童、生徒の身近な場所での読書環境づくり	・各クラスや学校内に設置する本の充実	町立図書館 教育振興課 小学校・中学校
	(2)小学校、中学校での読書活動の充実	・おはなし会、ブックトーク、本の紹介の実施 ・読書活動関連行事の実施 ・小学校、中学校から町立図書館を定期的に見学、利用する機会の設置	
	(3)魅力ある、利用できる学校図書館の整備と学校司書職員の配置	・「魅力ある、利用できる」学校図書館を目指した資料整理 ・子どもたちにとって魅力ある資料、授業に役立つ資料の整備 ・学校図書館システム内の情報の整備 ・学校司書職員による児童、生徒への読書支援の実施 ・学校図書館開館時間の拡大 ・町立図書館との連携	
	(4)児童、生徒が自ら必要な資料を探す力の育成	・学校図書館や所蔵資料を使った授業の増加	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員を対象とした学校図書館や資料利用についてのPRの実施</li> <li>・本を使った調べ方の紹介</li> </ul>	
	(5)町立図書館との連携したボランティア活動の推進	・町立図書館と連携したボランティアの育成と協力	
町立図書館	(1)子どもの居場所としての図書館づくり	・子どもが利用しやすい図書館づくり	町立図書館 教育振興課
	(2)子どもが利用できる蔵書の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童書の充実と紹介、展示</li> <li>・汚破損、内容の古くなった資料の更新、除籍</li> <li>・特別な支援を必要とする子どもたちへの資料の整備</li> <li>・外国語資料の整備</li> <li>・団体貸出用資料の整備</li> </ul>	
	(3)図書館職員の専門性の向上	・児童担当司書の養成、研修受講の増加	
	(4)子どもと本をつなぐきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おはなし会の実施</li> <li>・児童作家や絵本作家によるおはなし会や講演会の開催</li> <li>・子どもの読書や調べものを支援する講座の開催</li> <li>・子どもの読書の成果を募集する事業の開催(読書感想画、読書感想文)</li> </ul>	町立図書館 生涯学習課
	(5)幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校とのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体貸出の実施</li> <li>・貸出遠足、図書館見学、職場体験学習の受け入れ</li> <li>・幼稚園、保育園、小学校、中学校でのおはなし会、ブックトークの実施</li> <li>・おすすめ本リストの作成、紹介</li> </ul>	町立図書館 教育振興課 小学校・中学校 幼稚園・保育園
	(6)ボランティアとの協力	・ボランティアの養成と活動の推進	町立図書館 生涯学習課
	(7)中学生、中学卒業後の年齢層への読書推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生や、中学卒業後の年齢層を対象とした資料の充実、図書コーナーの設置</li> <li>・おすすめ本リストの作成、紹介</li> </ul>	町立図書館

・本表に掲げるほか、状況に応じて関係する各部課、学校、幼稚園、保育園と連携して図書館活

動や読書支援活動を実施するよう努めます。

#### 6 愛荘町子ども読書活動推進計画における指標の設定

愛荘町子ども読書活動推進計画を推進するため、以下のとおり数値目標を設定し、計画の実現に向けて取り組みます。

指標名		平成 26-29 年度 (2014-2017 年度)平均	目標 (2023 年度)
1 か月間の平均読書 冊数	小学校	6.4 冊	8 冊以上
	中学校	1.7 冊	3 冊以上
1 か月間に1冊以上本 を読んだ児童生徒の 割合	小学校	96.7%	100%
	中学校	49.4%	80%以上
調べ学習等の学校図 書館利用回数(※1)	小学校	150 回 (※2)	180 回以上
	中学校	6 回 (※2)	15 回以上
小・中学校 学校配置司書の 配置校数		6 校	6 校(継続)
町立図書館の児童書蔵書冊数 (12 歳以下1人あたり)		27.2 冊 (※3)	30 冊以上

※1 学校配置司書職員を通じて資料活用の申し込みのあった件数

※2 平成 29 年度(2017 年度) 町内小学校、中学校各合計値

※3 平成 28 年度(2016 年度)末現在

## 第4章 資料

### 1. 愛荘町まちじゅう読書の計画(愛荘町図書館基本計画(第2次)) 策定経過

	会議等	開催日・会場	主な内容
平成 29 年度 (2017 年度)	第2回愛荘町立図書館協議会	11月29日(水) 秦荘図書館	・愛荘町図書館計画(まちじゅう読書の計画、第二次子ども読書活動推進計画)(仮称)の策定について(諮問) ・計画策定までのスケジュールの確認
	第3回愛荘町立図書館協議会	3月7日(水) 愛知川図書館	愛荘町図書館計画(案)について審議
平成 30 年度 (2018 年度)	第1回愛荘町子ども読書活動推進計画検討チーム委員会	5月23日(水) 秦荘図書館	愛荘町子ども読書活動推進計画(案)について審議
	第1回愛荘町立図書館協議会	5月23日(水) 秦荘図書館	愛荘町図書館計画(案)について審議
	パブリックコメントの実施	8月20日(月)～ 9月21日(金)	
	第2回愛荘町立図書館協議会	11月28日(水) 愛知川図書館	愛荘町図書館計画(案)について審議
		12月12日(水)	愛荘町まちじゅう読書の計画について図書館協議会会長より答申
	愛荘町教育委員会第11回定例会	12月18日(火)	愛荘町まちじゅう読書の計画(愛荘町図書館基本計画(第2次))について議決

### 2. 愛荘町子ども読書活動推進計画策定委員

西澤 基治 委員	委員長
安孫子 雅城 委員	副委員長
大辻 登代子 委員	
小川 寿晴 委員	
辰巳 和美 委員	
辻野 ミト子 委員	
野村 仁美 委員	
原田 一宏 委員	
増田 登喜子 委員	
村田 賢司 委員	

### 3. 愛荘町子ども読書活動推進計画検討チーム委員

教育管理部長	中村 治史	委員長
主監	田中 幹雄	
教育振興課長	北川 寛	
生涯学習課長	藤居 祐司	
子ども支援課長	森 まゆみ	
子育て支援センター所長	西川 都々子	
中学校代表者（秦荘中学校）	磯部 敏雄	
小学校代表者（愛知川東小学校）	奥田 貴子	
幼稚園代表者（愛知川幼稚園）	鋒山 美穂	
保育園代表者（つくし保育園）	大西 智明貴	
図書館長	茶谷 えりか	副委員長
図書館司書	三浦 寛二	事務局兼任

### 4. 子どもの読書活動の推進に関する法律

法律第百五十四号（平一三・一・二・一一）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推

進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 5. 滋賀県子ども読書活動推進計画

滋賀県ホームページ(におねっと) <http://www.nionet.jp/dokusho/keikaku/index.html> 参照

## 6. 愛荘町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成 22 年 5 月 13 日 教育委員会告示第 1 号

(設置)

第 1 条 「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)」第 9 条第 2 項の規定および「愛荘町まちじゅう読書の宣言」の精神にそって、「愛荘町子ども読書活動推進計画」(以下「計画」という。)を策定するため、愛荘町子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)および検討チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会とチームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究および審議
- (2) 計画の策定
- (3) その他必要な事項

2 チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に付する事項の協議
- (2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、愛荘町立図書館協議会委員の者をもって、10 名以内で組織する。

2 チームは、別表の者をもって、13 名以内で組織する。

(任期)

第 4 条 委員会とチームの委員の任期は、愛荘町子ども読書活動推進計画策定までとする。

2 任期中において委員が欠けたときは、これを補充することができる。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は、愛荘町立図書館協議会会長とし、副委員長は、愛荘町立図書館協議会副会長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

4 チームの委員長は、教育長とし、副委員長は、図書館長をもって充てる。

(会議)

第 6 条 委員会およびチームの会議(以下「会議」という。)は、各委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、図書館におく。

(雑則)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この告示は、平成 22 年 5 月 13 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付則(平成 24 年 4 月 1 日教育委員会告示第 5 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 25 年 10 月 2 日教育委員会告示第 7 号)

この告示は、平成 25 年 10 月 2 日から施行する。

付則(平成 26 年 4 月 1 日教育委員会告示第 4 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則(平成 30 年 4 月 23 日教育委員会告示第 8 号)

この告示は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

愛荘町子ども読書活動推進計画検討チーム

教育長
教育管理部長
主監
教育振興課長
生涯学習課長
子ども支援課長
子育て支援センター所長
中学校代表者
小学校代表者
幼稚園代表者
保育園代表者
図書館長
図書館司書

愛荘町まちじゅう読書の計画(愛荘町図書館基本計画(第2次))

- ・愛荘町立図書館サービス計画
- ・愛荘町子ども読書活動推進計画(第2次)

2019年(平成31年)3月31日

愛荘町立愛知川図書館 発行

〒529-1313 滋賀県愛荘町市 1673 番地

電話番号 0749-42-4114

FAX 0749-42-8484